

第4章 自殺対策における取組

1 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ^{※15)}」において、全国的に実施されることが望ましい「基本施策」と、本市の自殺の特徴や現状の課題に即した「重点施策」を柱とし、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

(1) 基本施策

- ① 自殺対策を支える人材育成の強化
 - ・ゲートキーパー研修等
- ② 市民への啓発と周知
 - ・自殺対策普及啓発
 - ・携帯用相談先一覧の配布等
- ③ 生きることの促進要因への支援
 - ・各種市民相談
 - ・生活困窮者自立支援等
- ④ 地域における連携とネットワークの強化
 - ・各種会議の開催
 - ・各種個別計画との整合

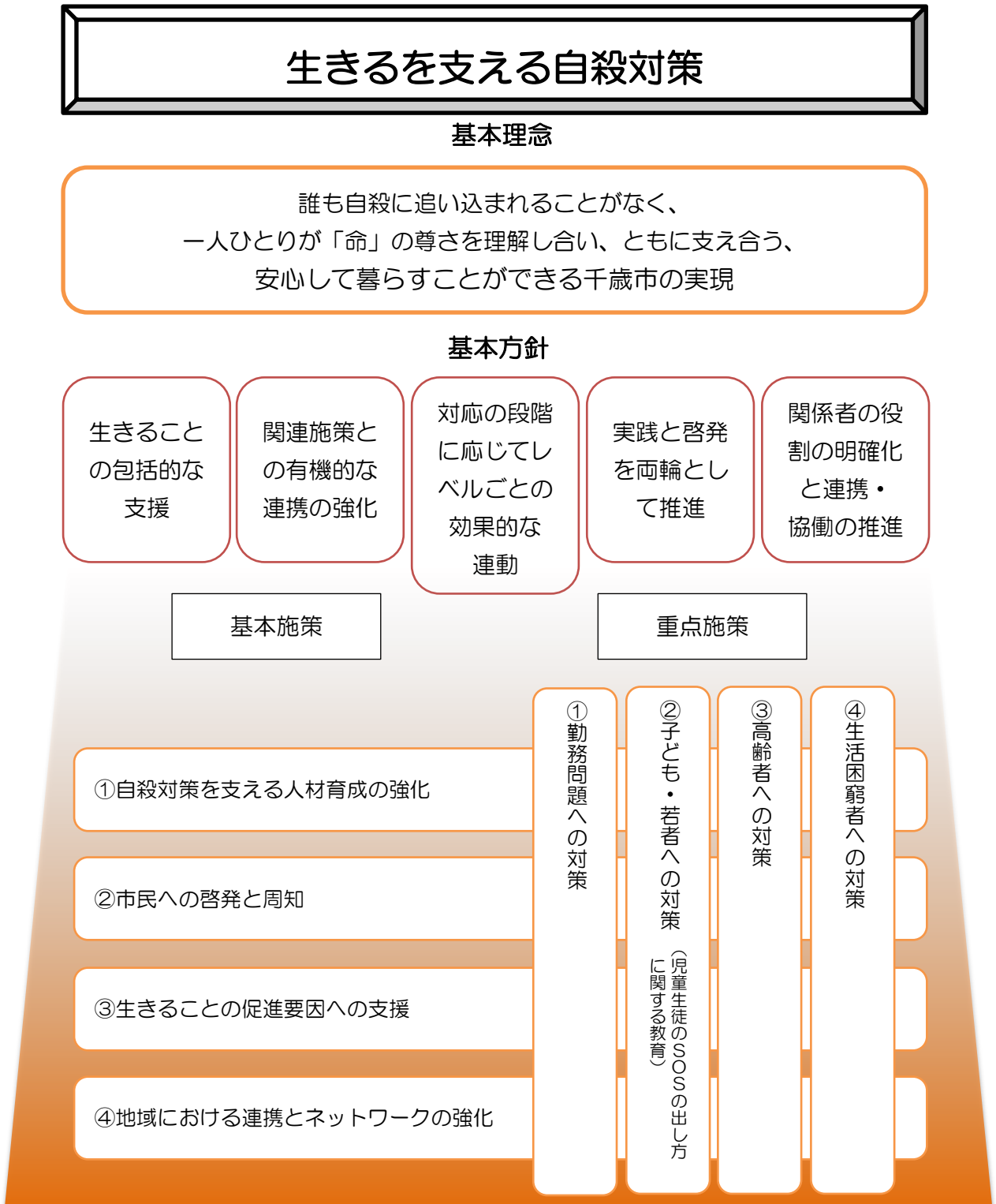
(2) 重点施策

「第2章 千歳市の現状と課題」において取りまとめた課題を踏まえ、次の施策を本市の重点課題とします。

- ① 勤務問題への対策
 - ・ゲートキーパー研修等
 - ・自殺対策普及啓発
- ② 子ども・若者への対策（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）
 - ・自殺対策普及啓発
 - ・うつスクリーニング
 - ・人権教室の充実・推進等
- ③ 高齢者への対策
 - ・包括的支援や介護予防事業などの高齢者施策
- ④ 生活困窮者への対策
 - ・生活困窮者自立支援事業など

※15) 地域自殺対策政策パッケージ：平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成することとされていることから、自殺総合対策推進センターが開発し公表したもの。

【図 4.1.2.1】 体系図



2 基本施策

国が定める「地域自殺政策パッケージ」に示されている5つの基本施策のうち、次の施策を本市の基本施策とし、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」については重点施策「こども・若者への対策」施策の中で展開を図るものとします。

1. 自殺対策を支える人材育成の強化
2. 市民への啓発と周知
3. 生きることの促進要因への支援
4. 地域における連携とネットワークの強化

(1) 自殺対策を支える人材育成の強化

様々な悩みや生活上の困難を抱える人は、無意識にも何らかのサインを発信しています。また自覚して困っていても周囲の人にどのように動いて良いかわからなかったり、相談すること自体にためらっていたりすることが多々あります。周囲の者においては、その困ったことに対しての早期の「気づき」のための人材育成が必要とされています。

◆ 取組の方向

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、地域、学校、企業等の人々が自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。

◆ 評価指標

関係部署・団体等を対象としてゲートキーパー研修を実施します。

【表4.2.1.1】 ゲートキーパー研修の評価指標

指標名	実績値 平成 29 (2017) 年	目標値 平成 35 (2023) 年
ゲートキーパー研修の 延受講者数	488 人 (平成 23～29 年)	832 人 (平成 23～35 年)
ゲートキーパー研修受講者 の満足度のポイント ^{※16)}	4.1	4.2 以上

※16)ゲートキーパー研修受講者の満足度のポイント：①自殺の現状と対策、②自殺予防とメンタルヘルス、③相談の受け止め方、④ロールプレイ、⑤相談を受ける人のメンタルヘルスの各5項目について、満足5点～不満1点で採点した平均

【表4.2.1.2】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策事業 ゲートキーパー研修	<p>①相談対応を行う職員、各種相談員等を対象としたゲートキーパー研修等の必要性について関係課の理解を求め、その受講を勧奨します。 (消費生活相談、市民相談、女性相談、生活保護、生活困窮者自立支援担当職員など)</p> <p>②行政サービス窓口職員を対象としたゲートキーパー研修等の必要性について関係課の理解を求め、その受講を勧奨します。 (市税徴収業務、国民健康保険収納管理業務、介護保険料賦課収納管理、市営住宅管理業務、保育料、水道料金徴収業務など)</p> <p>③庁舎内の案内・警備員など委託先事業所の従事者等を対象としたゲートキーパー研修の受講を勧奨します。 (庁舎維持管理業務従事者、窓口委託業務従事者など)</p> <p>④介護事業従事者などを対象としたゲートキーパー研修の受講を勧奨します。 (介護保険事業、障がい福祉サービス提供事業者及び従事者など)</p> <p>⑤社会福祉協議会などの関係団体職員、民生委員児童委員、保護司等を対象としたに対するゲートキーパー研修の受講の勧奨します。 (社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、保護司、人権擁護委員など)</p> <p>⑥教育委員会と連携し、小中学校の教職員をはじめ、心の教室相談員や特別支援教育支援員等に対して、自殺対策への理解を促進する教材の配布や情報提供を行います。 (教職員、心の教室相談員、特別支援教育支援員、放課後子ども教室推進員など)</p> <p>⑦ボランティア活動者ほか広く市民に対しゲートキーパー研修の受講勧奨や自殺対策に関する情報提供を実施し、支援へのつなぎの強化を目指します。 (ボランティア団体、町内会、企業など)</p>	保健福祉部 健康づくり課

(P1 の用語解説)

※4)ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。（自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援を行うことが重要ですが、一人でも多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。）

(2) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されることも必要です。

◆ 取組の方向

リーフレットや相談窓口一覧の作成と配布、こころの健康づくり講演会の開催、自殺予防週間、自殺対策強化月間でのパネル展や広報媒体での周知や図書館等との連携などあらゆる保健福祉事業や住民活動の機会を通じて教育活動、広報活動等を通じた啓発活動を推進します。

◆ 評価指標

自殺対策に関する事柄の認知を図ります。

【表4.2.2.1】 市民への啓発と周知の評価指標

指標名	実績値 平成30(2018)年 自殺対策計画策定時 市民アンケート	目標値 平成35(2023)年	参考値 平成28年10月 厚生労働省「自殺対策に 関する意識調査」
ゲートキーパー	9.1%	11.3%以上	11.3%
自殺予防週間・ 自殺対策強化月間	27.5%	39.4%以上	39.4%
こころの健康相談 統一ダイヤル	44.5%	50.6%以上	50.6%
24時間子供 SOSダイヤル	46.8%	50.6%以上	—

(■内容まで知っていた ■内容までは知らなかったが、言葉は聞いたことがある)

また、自殺対策に関する正しい知識の理解を促進します。

指標名	実績値 平成30(2018)年 自殺対策計画策定時 市民アンケート	目標値 平成35(2023)年
自殺対策に関する講演会や 講習会の参加が「ある」と 回答する人	5.8%	増加

【表4.2.2.2】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	広報・市民カレンダー発行事業	市政情報として、広報ちとせと市民カレンダーを通じて自殺対策関連の情報を発信するなど啓発活動を推進します。	企画部 広報広聴課
2	健康イベント事業	「健康まつり」等のイベントにおいて、自殺対策やメンタルヘルスに関するコーナーの設置等による啓発活動を行います。	保健福祉部 健康づくり課
3	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策事業	<p>①メンタルヘルスチェックシステム 「こころの体温計」 気軽にストレスや落ち込み度をチェックすることができるインターネットサービスを市ホームページに掲載し、悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう周知を図ります。</p> <p>②携帯用相談先一覧カードの配布 困りごとに対応する相談先を記載した携帯用カードを市内の中学、高校、専門学校、大学生の皆様へ配布し、悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう周知を図ります。</p> <p>③うつスクリーニング 「こころの健康チェック票」を配布し、うつ病や自殺について正しい知識の普及啓発を図るとともに、自分自身のこころの健康状態についての気づきを促します。</p> <p>④こころの健康づくり講演会 こころの健康づくり及び自殺予防に対する理解を深める講演会を開催し、悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう周知を図ります。</p> <p>⑤出前講座 出前講座等で心の健康づくりなど自殺対策に関連するテーマで実施します。</p> <p>⑥「生きるを支える自殺対策」の普及啓発 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）で、自殺対策に関するパネル展示やリーフレットの設置や、図書館等と連携し、こころがやすらぐような書籍案内や同時パネル展の開催などにおいて啓発活動を推進します。 その他、市内の公共施設や地域福祉フォーラムほか保健福祉関係イベント等におけるリーフレットの配布等により啓発・周知に努めます。</p> <p>⑦主な行政窓口におけるリーフレットの配布 住民票交付、税等収納窓口など行政サービス窓口において心の健康づくりや自殺対策に関するリーフレットの配布等により転入者ほか広く市民へ周知・啓発に努めます。 （市税徴収、国保、介護保険収納、市営住宅管理業務、保育料、水道料金徴収など）</p>	保健福祉部 健康づくり課

※主な行政サービス窓口業務でのリーフレット設置や配布			
4	収納事務	住民票の交付や各滞納徴収事務など、市民生活に携わるサービス窓口において、自殺対策に関するリーフレットの配布や相談内容に応じた関係機関の紹介を行います。	総務部 納税課
	住民票登録事務等収納事務		市民環境部 市民課 国保医療課
	収納事務		建設部 市営住宅課
※主な講演会やイベントでのリーフレット設置や配布			
5	パネル展、セミナー等	市民が参加する各種講演会やイベント等において、自殺対策に関するリーフレットの設置や配布を行います。	企画部 市民協働推進課
	消費者まつり		市民環境部 市民生活課
	ちとせ地域福祉フォーラム		保健福祉部 福祉課
	講演会等		高齢者支援課
	講演会等		障がい者支援課
	健康まつり、食育フォーラム、自殺予防週間パネル展等		健康づくり課
	いいお産の日 in ちとせ		こども福祉部 こども政策課
はたちのつどい等	教育部 生涯学習課		
※各種ガイドブック等への相談先一覧の掲載			
6	冊子「保健福祉サービス総合ガイドブック」への掲載	各課で発行するガイドブック等の冊子において、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を掲載し、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ります。	保健福祉部 福祉課
	冊子「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」への掲載		高齢者支援課
	冊子「障がい福祉制度のしおり」への掲載		障がい者支援課

(3) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する知識や理解、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

◆ 取組の方向

本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進するため、必要に応じて適切な相談機関・窓口へと案内するとともに、相談者本人の意思を尊重しつつ相談機関の連携や情報共有を図ります。

◆ 評価指標

危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるというスキルを身に付けることを推進します。

【表4.2.3.1】 生きることの促進要因への支援の評価指標

指標名	実績値 平成 30 (2018) 年 自殺対策計画策定時 市民アンケート	目標値 平成 35 (2023) 年	参考値 (2016年10月) 厚生労働省「自殺対策に 関する意識調査」
相談することに対するためらい※1) 「感じない」もしくは「どちらかという と感じない」と回答する人	45.7%	47.0%以上	47.0%

※1) 設問「あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。」

【表4.2.3.2】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	職員健康管理業務	行政サービスの提供や住民からの相談に応じる職員の健診、健康相談等により、心身の健康の維持増進を図ります。	総務部 主幹（職員健康管理担当）
2	消費者保護育成事業 ■消費生活相談業務	消費生活センターにおいて、消費生活や多重債務等の相談支援を行い、必要に応じて弁護士相談や他の相談窓口につなぎます。	市民環境部 市民生活課
3	市民相談事業	隣人とのトラブルなど身近な生活上の問題解決のため、市民相談員や弁護士に相談する場を設け、市民に周知を図り対応するとともに、相談内容に応じた関係機関の紹介や連携支援を行います。	市民環境部 市民生活課

No.	事務事業名	事業内容	課
4	人権擁護活動事業	本市の人権擁護委員は協議会を組織し、委員相互に連携しながら人権相談、人権思想の普及啓発及び教育活動を積極的に推進しています。人権相談やSOSミニレター等人権擁護活動の中で何らかの問題を抱えている方へ関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行います。	市民環境部 市民生活課
5	女性相談事業	女性相談員を配置し、女性が抱える離婚やDV ^{※17)} などの悩み事や困難を抱えた女性の相談に応じ、支援につながる情報提供を行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携し、迅速かつ柔軟な問題解決に努めます。	市民環境部 市民生活課
6	生活保護事業	生活に困窮する、もしくは今後の生活に不安があり、援助を求める市民に対し、生活保護法または他法・他施策等の活用の助言など、生活の安定のための支援を行うとともに、扶助受給等の機会を通じて当事人や家族の問題状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携して支援します。	保健福祉部 福祉課
7	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じて個人の状態に応じ必要なサービスの提供につなぐとともに、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行い、「住居確保給付事業」、中高生対象の「学習支援事業」等の生活困窮者自立支援事業のほか、様々な制度・機関を活用した、包括的な支援を行います。 生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多いとされていることから、両事業と相互に連携を図り取り組みます。	保健福祉部 福祉課
8	千歳市保護司会支援事業	千歳市保護司会は、各小学校の巡回、街頭啓発等の活動や、地域の特性・課題等の調査研究及び保護観察人との面談等を定期的に行い、自立更生を目指す市民が抱えている問題にきめ細かく対応を行っています。活動の中で何らかの問題を抱えている方に対し相談内容に応じた連携支援を行います。	保健福祉部 福祉課
9	成年後見制度利用支援事業	市内に居住する身寄りのない認知症の方や、知的障がい及び精神障がい者などの権利や財産を守り、法的に支援するため、本制度の周知に努め、必要に応じて制度の活用を行います。	保健福祉部 福祉課
10	民生委員関係業務	民生委員児童委員は、少子高齢化や地域における希薄化が進展する中、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じるとともに必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。地域で困難を抱えている人を把握し、必要に応じ適切な相談機関につなぎます。	保健福祉部 福祉課

※17)DV（ドメスティック・バイオレンス）：明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。

No.	事務事業名	事業内容	課
11	生活困窮世帯 冬季生活支援事業	生活に困窮している高齢者、障がい者、ひとり親世帯などに対して暖房費の一部を助成し、冬季の生活を支援するとともに、対象世帯の問題状況を把握することで必要な支援につなぎます。	保健福祉部 福祉課
12	高齢者相談業務	来庁者や相談受付専用電話、メールでの相談、苦情等に対応しています。また、地域包括支援センターが受け付けた相談、苦情のうち、判断が難しいものについては連携して対応しています。相談等に対応することで、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなぎます。	保健福祉部 高齢者支援課
13	自立支援給付事業・ 地域生活支援事業	障がいのある人が自己の有する能力や適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活をおくる為に必要な福祉サービスを提供するとともに、サービス利用者の状況把握に努め、必要に応じて相談支援窓口他関係機関へつなぎます。 また、福祉サービスの利用を通じ、本人が抱える様々な悩みや問題を察知した場合には関係事業所や関係機関などと連携し、必要な支援につなぎます。	保健福祉部 障がい者支援課
14	障がい者総合支援 センター運営事業	障がい者総合支援センターにおいて、障がい者とその家族の悩みごとや障がい福祉サービス等に関する総合的な相談に対応し、困難を抱えている方に対しては必要な支援につなぎます。	保健福祉部 障がい者支援課
15	障がい者就労支援事業	「就労推進室やませみ」が中心となって関係機関との連携調整、企業等における障がい者雇用の実態把握や雇用促進の啓発活動、就労や職場定着に向けた支援などを促進します。	保健福祉部 障がい者支援課
16	健康相談・健康教育事業 ■健康相談業務	保健所と連携し、市民のアルコール・薬物・こころの悩みなど依存に関する相談の際、必要に応じて市の適切な支援につなぎます。	保健福祉部 健康づくり課
17	新生児訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、助産師または保健師が家庭訪問し、産婦の保健指導、新生児の発育、栄養、生活・育児環境等を把握し、産後うつや育児によるストレス等を抱える母親には専門機関と連携して専門的な支援を行います。	保健福祉部 母子保健課
18	母子保健相談支援事業	乳幼児健診・相談等において、母子の状況に応じ母親の負担や不安感の軽減に努めます。 また、ママクラブ、体験パパクラブ、離乳食教室等で妊娠中や育児の不安や問題等について状況把握に努め、必要に応じ、関係機関とも連携して当該家庭の適切な支援につなぎます。	保健福祉部 母子保健課

No.	事務事業名	事業内容	課
19	ちとせ版ネウボラ事業	妊娠から出産までの「妊婦ネウボラ」※18)と、出産後から子育て期までの「こどもネウボラ」を開設し、母子保健課、産前産後ケア主幹、子育て総合支援センター、こども家庭課他関係機関が連携して、全ての妊婦、母子、子育て家庭に対して、直接のアドバイスや支援プランの作成などにより、妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なく包括的に支援を行うことで、母親の孤立や児童虐待を防止し、切れ目のない相談を行います。	保健福祉部 母子保健課
20	産婦健康診査事業	産後2週間、産後1か月等の産後間もない時期の産婦に対して、産婦健康診査費用を助成し、経済的な負担を軽減することで受診の促進を図り、医療機関と連携し、母体の身体的機能回復、新生児への虐待予防、産後うつ病の早期発見等に努めます。	保健福祉部 母子保健課
21	産前・産後ケア事業	産前産後に関する来庁相談および出産直後の早期段階から専門職が助言・指導等を行い、産後の育児への不安等の軽減を図るとともに、産後うつや育児によるストレス等を抱える母親には専門機関と連携して専門的な支援を行います。	保健福祉部 主幹（産前産後ケア担当）
22	訪問指導事業	保健指導が必要な市民に対し、家庭訪問や電話等により、個々の健康状態に応じた保健指導を行い、療養上の心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。 また、相談内容に応じた関係機関の紹介や連携支援を行います。	保健福祉部 市民健康課
23	休日夜間急病センター運営事業	休日・夜間などの応急処置が必要な患者のうち、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等の問題を抱えているケースを把握した場合、必要に応じて関係機関へ情報提供に努めます。	保健福祉部 救急医療課
24	母子家庭等相談支援事業	母子家庭等ひとり親世帯からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援、北海道が行っている母子・父子・寡婦福祉資金貸付業務に関する受付業務など、母子・父子自立支援員による母子家庭等の自立促進に向けた総合的、かつ、継続的な相談指導等を行います。	こども福祉部 こども家庭課
25	家庭児童相談室事業	家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、児童虐待や児童の養育問題などの相談や保護者・児童と面接するカウンセリング等を行い、虐待を受けている、あるいはを受けていると思われる児童の早期発見、早期対応を図ります。	こども福祉部 こども家庭課

※18) ネウボラ：ネウボラとは、フィンランド語で“ネウボ（neuvo）=アドバイス”の“ラ（la）=場所”という意味です。約70年前にフィンランドで発祥した制度で、ネウボラナース（保健師・助産師）がきめ細かに話を聴き、母親と子どもを中心としながら家族全体を支援します。

No.	事務事業名	事業内容	課
26	子育てコンシェルジュ事業	子育て家庭の個別ニーズの把握を行いながら、教育・保育施設の内容、支給認定制度、多種多様な子育て支援事業の利用の情報提供や利用者支援など、関係機関と連携して子育て世帯を支援します。 また、相談内容に応じた関係機関の紹介や連携支援を行います。	こども福祉部 子育て総合支援センター
27	早期療育事業	心身の発達に障がいや心配のある乳幼児とその保護者に対し、障がいや発達の課題に応じた療育指導、保護者への育児支援、関係機関との連絡調整等を行い、個々の状況に応じた豊かな発達を促し、望ましい育児環境の中で適切な子育てが行えるよう支援します。 また、相談内容に応じた関係機関の紹介や連携支援を行います。	こども福祉部 こども療育課
28	市営住宅管理業務	市営住宅の入退去や住宅使用料徴収等の管理業務や入居者・家賃滞納者等からの各種相談の中で、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援先につなぎます。	建設部 市営住宅課
29	医療相談業務	院内の患者や家族からの相談に対応し、必要に応じ適切な相談機関につなぎます。	千歳市民病院 地域医療連携課
30	救急業務	救急出動等により傷病者に行う応急救命処置及び市民等に AED ^{※19)} の使用方法も含めた講習会を開催し救命率向上に努めます。 また、傷病者が自殺未遂を起していた場合は、今後の相談先について情報提供や適切な相談機関へつなぎます。	消防署救急課
31	特別支援教育事業	特別支援教育の充実を図るため、就学相談を行うとともに、教育支援委員会における障がいの程度の判定に応じ、児童生徒の適正な就学と障がいに配慮した教育支援を行います。 また、教育相談の中で、相談内容に応じた関係機関の紹介や連携支援を行います。	教育部 学校教育課
32	適応指導教室運営事業	不登校状態の小中学生個々の居場所となる教室を開設し、適切な教育相談や基本的な生活習慣等の指導を行い、学校生活への復帰を支援するとともに、学校・地域・関係機関と連携して、いじめや不登校等の問題行動の早期解決と未然防止に向けた支援体制づくりに取り組みます。	教育部 青少年課

※19) AED：自動体外式除細動器のこと。心室細動を起こした人に電気ショックを与えることで、正常なリズムに戻すための医療機器。

No.	事務事業名	事業内容	課
33	心の教室相談員配置事業	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、心の教育相談員が対面で受け、適切な教育相談や基本的な生活習慣等の指導を行い、子どもたちの悩みや不安、ストレスを解消に努めます。	教育部 青少年課
34	スクールカウンセラー配置事業	カウンセラー(臨床心理士)が、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、カウンセリングを行い、適切な教育相談や基本的な生活習慣等の指導を行います。	教育部 青少年課
35	生徒指導事業	いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応し、学校・教育委員会と家庭・地域が連携に努めます。	教育部 青少年課
36	青少年非行防止事業	青少年の街頭指導、育成事業、保護及び矯正に関し関係機関・団体と連携しながら青少年の健全育成を図ります。	教育部 青少年課

(4) 地域における連携とネットワークの強化

自殺のきっかけは経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の日常的にありがちなものです。小さい芽のうちに対処できることが最も早く効果的な自殺予防になりますが、それらの困りごとが解決されずに悪化し、次の困りごとに連鎖していく中で、複雑化し、深刻化した最後に生きる条件が奪われていって自殺に至ると言われています。

様々な困りごとに対し、それぞれのサービスや制度等で対策がなされているだけでは、複数の困りごとや、複雑化した問題に対処することは困難になります。

自殺総合対策大綱には、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」とされており、自殺対策を推進するための大前提として、市役所をはじめ、地域、事業所、関係機関等がこの基本認識を共有することが必要です。

◆ 取組の方向

庁内関係各課で自殺対策の基本認識を共有し、自殺対策の視点を持って日常の業務を行います。

生きることの阻害要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を検討し、関係機関等と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を検討します。

◆ 評価指標

庁内関係部署や関係機関との会議及び委員会を開催し、連携を図ると共に、全庁的かつ包括的な取組を推進します。

【表4.2.4.1】 地域における連携とネットワークの強化の評価指標

指標名	実績値 平成 29 (2017) 年	目標値 平成 35 (2023) 年
千歳市自殺対策計画検討会議	- ※平成 30 年度より実施	年 1 回
千歳市保健福祉調査研究委員会	- ※平成 30 年度より実施	年 1 回

【表4.2.4.2】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	保健福祉業務推進事業 ■保健福祉調査研究委員会	保健福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、学識経験者、福祉関係団体及び市民等の意見を反映させる保健福祉に関する施策を総合的に検討します。 また、自殺対策と関連する保健福祉の推進を図ります。	保健福祉部 福祉課
2	保健福祉業務推進事業 ■保健福祉推進委員会	保健福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、庁内関係部局等の情報共有化とともに意見を反映させ保健福祉に関する施策を総合的に検討します。 また、自殺対策と関連する保健福祉の推進を図ります。	保健福祉部 福祉課
3	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策計画検討会議	自殺対策計画策定に当たっては、自殺対策に係る庁内関係各課との連携を密にし、円滑かつ効率的な検討を行います。	保健福祉部 健康づくり課
4	健康相談・健康教育事業 ■千歳地域自殺対策連絡会議等への参画	北海道が、地域における自殺の実態や資源等の状況に応じた普及啓発等の対策を推進するため設置する「千歳地域自殺対策連絡会議」等に参画し、構成機関である千歳市、恵庭市、北広島市の3市ほか、医療、警察、消防、労働分野等の関係機関の情報共有と連絡に努めるとともに、自殺未遂者支援の方策等、効果的な対策について意見反映に努めます。	保健福祉部ほか
5	各種相談事業	各種相談員で構成される千歳市各種相談員連絡協議会において、市民の困りごとや悩み事などに関する地域課題の共有化を図り、各相談員の連絡調整や相互の連携などにより、相談体制の充実に努めます。	市民環境部 市民生活課
6	女性相談事業	女性が抱える離婚やDVなどの問題に対応するため、必要に応じ、関係機関と柔軟に連携し、迅速な問題解決を行います。	市民環境部 市民生活課
7	生活困窮者自立支援事業 ■生活困窮者自立支援連絡調整会議	庁内関係部課及び関係機関により構成する生活困窮者自立支援連絡調整会議を設置し、定期的開催することにより、生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援を行うとともに、生活困窮者の情報収集や適切な支援のための連絡調整を行い、関係機関が連携を図り支援体制を構築します。	保健福祉部 福祉課
8	障がい者総合支援センター運営事業 ■障がい者地域自立支援協議会	障がい者地域自立支援協議会において、医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関が支援を必要とする障がい者や地域における課題などに関する情報の共有化とともに適切な支援につながるよう支援体制を構築します。また、精神障がいのある人が地域で生活しやすい環境づくりのための地域包括支援システム構築に関する協議の場の設置について検討していきます。	保健福祉部 障がい者支援課
9	千歳市障がい者虐待防止センター運営事業	障がい者の虐待防止を図るとともに、虐待を受けた障がい者を保護を行うため、虐待に関する通報・届出・相談を受け、必要な助言、指導を行い、適切な対応に努めます。	保健福祉部 障がい者支援課

No.	事務事業名	事業内容	課
10	ちとせ版ネウボラ事業	妊娠から出産までの「妊婦ネウボラ」と、出産後から子育て期までの「こどもネウボラ」を開設し、母子保健課、産前産後ケア主幹、子育て総合支援センター、こども家庭課他関係機関が連携して、全ての妊婦、母子、子育て家庭に対して、直接のアドバイスや支援プランの作成などにより、妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なく包括的に支援を行うことで、母親の孤立や児童虐待を防止し、切れ目のない相談を行います。	保健福祉部 母子保健課
11	家庭児童相談室事業	千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を設置し、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携しながら要保護児童に対応しており、必要に応じ、関係機関とも連携して当該家庭の適切な支援につなげていきます。	こども福祉部こども家庭課
12	第6期総合計画推進業務	「次期千歳市総合計画」の中で、自殺対策を施策に関連づけます。	企画部 企画課
13	保健福祉業務推進事業 ■地域福祉計画進捗管理業務	「次期地域福祉計画」の中で、自殺対策を関連づけます。	保健福祉部 福祉課
14	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	「次期高齢者保健福祉計画」の中で、自殺対策を関連づけます。	保健福祉部 高齢者支援課
15	障がい者計画・障がい福祉計画推進事業	「次期障がい者計画」の中で、自殺対策を関連づけます。	保健福祉部 障がい者支援課
16	健康増進推進事業 ■健康増進計画推進事業	「次期健康づくり計画」の中で、自殺対策を関連づけます。	保健福祉部 健康づくり課
17	子ども・子育て支援事業 ■計画推進事業	「次期子ども子育て支援事業計画」の中で、他の部門別計画のひとつとして自殺対策を関連づけます。	こども福祉部 こども政策課

3 重点施策

「第2章 千歳市の現状と課題」の各統計データ、アンケート結果及び国の「政策パッケージ・地域自殺実態プロファイル(2017)」を踏まえ、取りまとめた課題（P43）に即し、次の施策を本市の重点課題とします。

1. 勤務問題への対策
2. 子ども・若者への対策（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）
3. 高齢者への対策
4. 生活困窮者への対策

（1）勤務問題への対策

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられていますが、自殺に追い込まれる有職者はまさにこの反対の状況にあります。

◆ 取組の方向

市においては、市内事業所や労働者・家族に対する心身の健康づくりの普及啓発、長時間労働や過労死、ハラスメント、職場環境の改善やメンタルヘルス対策についての情報提供や相談窓口の紹介を行います。

また、日常の保健福祉事業の中で労働者の家族や周囲の人の早期の気づきを促す取組を行います。

【表4.3.1.1】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策事業	①ゲートキーパー研修 市内企業等に対し、ゲートキーパー研修の受講勧奨や自殺対策に関する情報提供を実施し、支援へのつなぎの強化を目指します。 ②出前講座 市内企業に対し、出前講座等で心の健康づくりなど自殺対策に関連するテーマで実施します。 ③こころの健康づくり講演会 こころの健康づくり及び自殺予防に対する理解を深める講演会を開催しています。 ④リーフレット及び携帯用相談先一覧カードの配布 市内企業や労働者等に対し、自殺対策に関連するリーフレットや相談先一覧を配布します。	保健福祉部 健康づくり課
2	勤労者生活資金貸付事業	千歳市内に勤務し、居住する方の生活安定を図るため、市内金融機関に勤労者生活資金の原資を預託し、教育、病気、その他生活安定向上に必要と認められる資金の貸付を行うほか、市内事業所や労働者等へも自殺対策に関連するリーフレットや相談先一覧配布など情報提供に努めます。	産業振興部 商業労働課

No.	事務事業名	事業内容	課
3	季節労働者就労対策事業	季節労働者の雇用の場がなくなる冬期間において、市道の除雪作業を実施し、季節労働者を雇用するほか、市内事業所や労働者等へも自殺対策に関連するリーフレットや相談先一覧など情報提供に努めます。	産業振興部 商業労働課
4	雇用情報センター設置運営事業	職を求めている市民やU・I・Jターン希望者に対する求人情報など雇用情報の提供に際し、必要に応じメンタルヘルスや自殺対策に関連するリーフレットやハローワークほか相談先など情報提供に努めます。	産業振興部 商業労働課

(2) 子ども・若者への対策（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）

子どもは家庭や学校など限られた範囲で生活の大半を過ごしています。また、若者も社会に出たばかりで新しい体験に戸惑うことも多いのが現実です。困難な状況に置かれた場合に、改めて自分の身に何が起きているのか客観視しづらく、相談する資源にも気づかなかつたり、近い関係者には相談することもためらわれたりと対処する行動にも結び付きづらい状況にあります。

◆ 取組の方向

子ども・若者に対し、相談することは恥ずかしいことではないこと、また、自殺に関する正しい情報を得やすくし、安心安全な相談先をあらかじめ知ることができ、生活上の困難やストレスに直面した場合に信頼できる大人に助けの声をあげることや日ごろからの相談ができるよう、日ごろの啓発や相談先一覧の配布などで環境を整えます。

この環境を整えることで、自分の周りに困難やストレスを抱えている者がいた場合には、声をかけ、情報提供し、相談を進めることができるゲートキーパーとしての意識の醸成を図ります。さらに、関係機関と連携し、子ども、若者がSOSを出せる教育、環境の整備を検討します。

【表4.3.2.1】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策事業（1）	<p>①インターネットを利用したメンタルチェックシステム「こころの体温計」 若者は、情報収集やコミュニケーション手段としてインターネットやSNSを利用する頻度が高いことから、気軽にストレスや落ち込み度をチェックすることができるようインターネットサービスを開発し、安全な相談先を紹介しているほか、家族モード、赤ちゃんママモードなどもあり、若者を含め悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう周知を図ります。</p> <p>②携帯用相談先一覧カード及びリーフレットの配布 若者特有の様々な困りごとに対応する相談先を記載した名刺サイズより小さめの携帯用カードを、市内の中学、高校、専門学校、大学生の皆様へ配布しています。困りごとが発生した場合に、一人で抱え込まず安心して相談できるよう、また自分の周りの人が困っていたら、利用を薦められるよう、信頼のおける公的機関等の社会資源を紹介しています。 また、自分の状態を知ることができるこころの健康チェック等のリーフレットを配布します。</p> <p>③うつスクリーニング 学生から社会人になり様々な体験に遭遇している年代に対し、「こころの健康チェック票」を配布し、うつ病や自殺について正しい知識の普及啓発を図るとともに、自分自身のこころの健康状態についての気づきを促すとともに、返信用封筒でチェック表を返送していただき、必要に応じて支援を行います。</p>	保健福祉部 健康づくり課

No.	事務事業名	事業内容	課
1	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策事業(2)	④健康相談 若年層の様々なこころの悩み等の相談に対し、関係機関と連携し支援を行います。 また、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための指導者向けに地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する情報提供等を通じ、知識の普及に努めます。	
2	人権擁護活動事業	人権擁護委員による小中学生を対象とする人権教室におけるいじめ防止の取組や SOS ミニレターなどを通じ、子どもの悩みに寄り添い、必要に応じ関係機関との連携により子どもの人権を守る取組を実施します。	市民環境部 市民生活課
3	生活困窮者自立支援事業 ■学習支援事業	生活困窮世帯やひとり親世帯の中学生、高校生を対象に居場所づくりを含む学習支援事業を実施し、本人や家庭の抱える問題の把握に努め、必要に応じ、関係機関とも連携して適切な支援につなぎます。	保健福祉部 福祉課
4	人権教室事業	地域の人材等を活かし、発達段階に応じて人権に関する正しい理解や自他を尊重し思いやる指導の充実を図るほか、児童生徒の SOS の出し方に関する教育について、実施に向けた検討を行います。	教育部 青少年課
5	適応指導教室運営事業	不登校状態の小中学生個々の居場所となる教室を開設し、適切な教育相談や基本的な生活習慣等の指導を行い、学校生活への復帰を支援します。 また、学校・地域・関係機関と連携して、いじめや不登校等の問題行動の早期解決と未然防止に向けた支援体制づくりに取り組みます。	教育部 青少年課
6	心の教室相談員配置事業	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、心の教育相談員が対面で受け、適切な教育相談や基本的な生活習慣等の指導を行い、子どもたちの悩みや不安、ストレスの解消に努めます。	教育部 青少年課
7	スクールカウンセラー配置事業	カウンセラー(臨床心理士)が、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、カウンセリングを行い、適切な教育相談や基本的な生活習慣等の指導を行います。	教育部 青少年課
8	青少年非行防止事業	青少年の街頭指導、育成事業、保護及び矯正に関し関係機関・団体と連携しながら青少年の健全育成を図ります。	教育部 青少年課
9	生徒指導事業	いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応し、学校・教育委員会と家庭・地域が連携に努めます。	教育部 青少年課
10	はたちのつどい開催事業	新成人を対象に、成人式「はたちのつどい」等におけるリーフレットの配布等により自殺対策に関する啓発・周知に努めます。	教育部 生涯学習課

(3) 高齢者への対策

高齢者の自殺の要因については、高血圧症、糖尿病、脳梗塞後遺症、心臓病、関節痛などの慢性疾患による健康問題が約7割を占めています。また、心身両面の衰えを自覚し、同居する家族に看護や介護の負担をかけることへの精神的負担のほか、介護疲れ、配偶者、子、兄弟など近親者の病気や死による強い喪失感から、うつ病に至ることなどが考えられています。

◆ 取組の方向

高齢者の自殺を予防するためには、千歳市高齢者福祉計画・第7期千歳市介護保険事業計画（平成30年度から平成32（2020）年度）に掲載している施策の展開が高齢者の「生きることの支援」そのものであり、「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」の基本理念に基づき、地域包括ケアシステム^{※20}の構築を進めます。

【表4.3.3.1】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	老人クラブ育成事業	老人クラブの活動費補助を通じて、高齢者の社会参加や健康・いきがいくりの促進等各クラブ単位の活動を支援します。	保健福祉部 高齢者支援課
2	高齢者福祉サービス利用券助成事業	サービス券を配布することにより、高齢者の閉じこもり防止や社会参加を促します。	保健福祉部 高齢者支援課
3	緊急通報システム整備事業	緊急通報システムを利用している一人暮らし高齢者の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を行います。	保健福祉部 高齢者支援課
4	養護老人ホーム入所措置事業	老人ホームの入所手続きの中で、高齢者や家族等から問題状況等の把握に努め、必要な支援先につなぎます。	保健福祉部 高齢者支援課
5	認定調査事業	介護認定の手続きで、介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人がかける様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなぎます。	保健福祉部 高齢者支援課
6	高齢者相談業務	来庁者や相談受付専用電話、メールでの相談、苦情等に対応しています。また、地域包括支援センターが受け付けた相談、苦情のうち、判断が難しいものについては連携して対応しています。相談等に対応することで、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげていきます。	保健福祉部 高齢者支援課

※20)地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

No.	事務事業名	事業内容	課
7	包括的支援事業	地域包括支援センターが高齢者の諸問題についての相談機会を通じて、家族や高齢者が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的な支援につながります。	保健福祉部 高齢者支援課
8	在宅医療・介護連携推進事業	介護や医療を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう環境を整える中で、家族や高齢者が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的な支援につながります。	保健福祉部 高齢者支援課
9	生活支援体制整備事業	高齢者や地域住民相互の支え合いを推進します。	保健福祉部 高齢者支援課
10	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームの設置を通じて、介護者の負担の軽減（支援者の支援）と、交流の場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	保健福祉部 高齢者支援課
11	地域ケア会議推進事業	包括的・継続的ケアマネジメント業務に基づき、地域ケア会議を開催し、指導、助言を行います。	保健福祉部 高齢者支援課
12	訪問給食サービス事業	食事の提供機会を活用し、高齢者の安否確認を行い緊急時に救急活動を行う等の対応を図ります。	保健福祉部 高齢者支援課
13	家族介護用品支給事業	介護をしている親族に対し、介護用品を支給し、介護負担を軽減します。	保健福祉部 高齢者支援課
14	生活援助員派遣事業	生活援助員が高齢者の暮らしを見守り、相談を行い、必要時、対処します。	保健福祉部 高齢者支援課
15	高齢者虐待緊急保護支援事業	高齢者の安全を図り、高齢者や家族に対して必要な支援を行います。	保健福祉部 高齢者支援課
16	地域支援事業 介護予防普及啓発事業	①健康づくりと居場所づくり いきいき体操やノルディックウォーキング、口腔や栄養支援等で高齢者の身体・口腔等の機能の維持・向上などの健康づくりと、居場所づくりを行います。 高齢者の地域単位での介護予防活動を通じた健康づくりと、居場所づくり、見守り活動を行います。 ②社会参加 介護予防リーダーの交流会を通し、リーダーの交流や支援を行います。 きずなポイントを通じた地域参加、社会貢献を促進します。	保健福祉部 高齢者支援課
17	介護保険趣旨普及事業	介護保険保健福祉サービスガイドに、日常生活に何らかの困難を抱えている高齢者に対する福祉サービスの利用の問い合わせ先や支援を必要としている高齢者やその家族の相談窓口を周知します。	保健福祉部 高齢者支援課
18	健康相談・教育事業 ■自殺対策事業	①ゲートキーパー研修 介護サービス提供事業所の従事者のほか、ボランティア団体や内会など、広く市民に対しゲートキーパー研修の受講勧奨や自殺対策に関する情報提供を実施し、支援へのつながりの強化を目指します。 ②リーフレット及び携帯用相談先一覧カードの配布 介護サービス提供事業所や老人クラブ等に対し、自殺対策に関連するリーフレットや相談先一覧を配布し、自殺の現状や相談窓口を周知啓発します。	保健福祉部 健康づくり課

(4) 生活困窮者への対策

生活困窮の背景に多様かつ広範的な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて生きづらさを抱えていることもあります。様々な背景を抱える生活困窮者は自殺リスクを抱えている人が少なくないのが実情です。生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援対策そのものが「生きることの支援」としての自殺対策ともなります。

◆ 取組の方向

様々な問題を抱えた生活困窮者に対して、適切な相談支援を行い、関係機関相互の連携を推進します。

【表4.3.4.1】 主な事業・取組

No.	事務事業名	事業内容	課
1	生活保護事業	生活に困窮する、もしくは今後の生活に不安があり、援助を求める市民に対し、生活保護法または他法・他施策等の活用への助言など、生活の安定のための支援を行うとともに、扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携して支援します。	保健福祉部 福祉課
2	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じて個人の状態に応じた必要なサービスの提供につなぐとともに、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行い、「住居確保給付事業」、中高生対象の「学習支援事業」等の生活困窮者自立支援事業のほか、様々な制度・機関を活用した、包括的な支援を行います。 生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多いとされていることから、両事業と相互に連携を図り組みます。	保健福祉部 福祉課
3	消費者保護育成事業 ■消費生活相談業務	消費生活センターにおいて、消費生活や多重債務等の相談支援を行い、必要に応じて弁護士相談や他の相談窓口につなぎます。	市民環境部 市民生活課
4	健康相談・健康教育事業 ■自殺対策事業	生活困窮に陥るなど自殺のリスクを抱えた人と接する可能性の高い行政サービス窓口において、心の健康づくりや自殺対策に関するリーフレットの配布等により転入者ほか広く市民へ周知・啓発に努めます。 (市税徴収、国保、介護保険収納、市営住宅管理業務、保育料、水道料金徴収など)	保健福祉部 健康づくり課